

「口座開設・取引等の際に行う法令で定める本人確認等に関する規定」の改定について

表題の規定を下記のとおり改定いたします。

記

1. 改定日：2026 年 4 月 1 日

2. 改定内容（下線部が変更箇所になります）

旧	新
4. （解約等） （１）以下のいずれかに該当した場合、当行は取引の全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより取引に係る契約等（預金口座も含みます。）の全部または一部を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①法令で定める本人確認等における確認事項および前記 3. （１）で定めるお客さま情報等の各種確認に対するお客さまの回答や提出された資料もしくは届出に偽りがある場合またはお客さまが口座開設・取引等において行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②前記 3. （２）に定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合 ③対象預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④対象預金の口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または対象預金の口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合	4. （解約等） （１）以下のいずれかに該当した場合、当行は取引の全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより取引に係る契約等（預金口座も含みます。<u>以下同じです。</u>）の全部または一部を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所又はメールアドレスにあてて発信した時または解約日を事前に予告する通知（以下「解約予告通知」といいます。）を発信し当該解約日までにお客さまから何ら異議の申出が無かった場合は当該解約日が到来した時に解約されたものとします（異議の申出は解約予告通知に記載のお問い合わせ先にあてて行うものとし、これ以外の窓口にあてて行ったとしても異議の申出がなかったものとみなします）。 ①法令で定める本人確認等における確認事項および前記 3. （１）で定めるお客さま情報等の各種確認に対するお客さまの回答や提出された資料もしくは届出に偽りがある場合またはお客さまが口座開設・取引等において行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②前記 3. （２）に定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合 ③対象預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④対象預金の口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または対象預金の口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

⑤対象預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑥前記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合 ⑦当行が別途定める各種預金規定に定める解約等条項に該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合 （２）前記（１）により取引に係る契約等（<u>預金口座も含まれます。</u>）が解約された場合については、当行が別途指定する手続を取ってください。この場合、当行は相当の期間を置き、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。	⑤対象預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑥前記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合 ⑦当行が別途定める各種預金規定に定める解約等条項に該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合 （２）前記（１）により取引に係る契約等が解約された場合については、当行が別途指定する手続を取ってください。この場合、当行は相当の期間を置き、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。<u>なお、前記（１）により取引に係る契約等が解約された場合、解約によりお客さまに生ずる損害に対して、いかなる場合でも当行は責任を負わないものとします。</u>
--	--

別添：改定後の規定

以上

口座開設・取引等の際に行う法令で定める本人確認等に関する規定

1. (適用範囲)

この規定は、当行との各種預金その他の取引または当行が提供する各種サービス等（以下、これらを総称して「取引」といい、取引に係る各種規定を「原規定」といいます。）に適用されます。

2. (本人確認等の確認および確認事項の変更)

口座開設・取引等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって取扱店に届出てください。

3. (取引等の制限等)

(1) 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等のお客さまに関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、総称して「お客さま情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、お客さま情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届出てください。

(2) 以下のいずれかに該当した場合、当行は、お客さまとの取引のうちすべての預金（各々の預金を以下「対象預金」といいます。）について、当行との払戻し等の預金取引の一部を制限することがあります。

①お客さまから届出いただくべき事項(氏名・住所その他の届出事項を含みます。)の届出または変更の届出が正当な理由なく行われない場合、前記(1)の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、その他お客さまがこの規定に違反しまたはお客さま情報等に照らしお客さまとの取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合

②日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまが、当行に届出した在留期間を超過した場合

③前記2. で定める確認や前記(1) で定める資料の提出の依頼に対するお客さまの対応、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情に照らして、対象預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合

(3) 前記(2)の定めにより取引が制限された場合であっても、お客さまからの合理的な説明等にもとづき、預金取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前記(2)にもとづく預金取引の制限を解除します。

4. (解約等)

(1) 以下のいずれかに該当した場合、当行は取引の全部または一部を停止し、またはお客さまに通知することにより取引に係る契約等（預金口座も含みます。以下同じです。）の全部または一部を解約することができるとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所又はメールアドレスにあてて発信した時または解約日を事前に予告する通知（以下「解約予告通知」といいます。）を発信し当該解約日までにお客さまから何ら異議の申出が無かった場合は当該解約日が到来した時に解約されたものとします（異議の申出は解約予告通知に記載のお問い合わせ先にあてて行うものとし、これ以外の窓口にあてて行ったとしても異議の申出がなかったものとみなします）。

①法令で定める本人確認等における確認事項および前記3. (1) で定めるお客さま情報等の各種確認に対するお客さまの回答や提出された資料もしくは届出に偽りがある場合またはお客さまが口座開

設・取引等において行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②前記3.（2）に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合

③対象預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④対象預金の口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または対象預金の口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

⑤対象預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑥前記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

⑦当行が別途定める各種預金規定に定める解約等条項に該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

（2）前記（1）により取引に係る契約等が解約された場合については、当行が別途指定する手続を取ってください。この場合、当行は相当の期間を置き、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。なお、前記（1）により取引に係る契約等が解約された場合、解約によりお客さまに生ずる損害に対して、いかなる場合でも当行は責任を負わないものとします。

5.（その他）

（1）この規定は、原規定の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとします。この規定に定めたもののほかは、原規定の各条項が適用されるものとします。なお、この規定は、原規定に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原規定の各条項の効力を変更するものではありません。

（2）この規定は、本人確認等の確認がこの規定の実施前に行われたものについても適用されるものとします。

（3）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（4）前記（3）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：2026年4月1日